

現行の愛知県地域保健医療計画の概要について

1 根拠

医療法（昭和 23 年 7 月 30 日）

第五章 医療提供体制の確保 第一節 基本方針(第 30 条の 3)

第二節 医療計画(第 30 条の 4～第 30 条の 12)

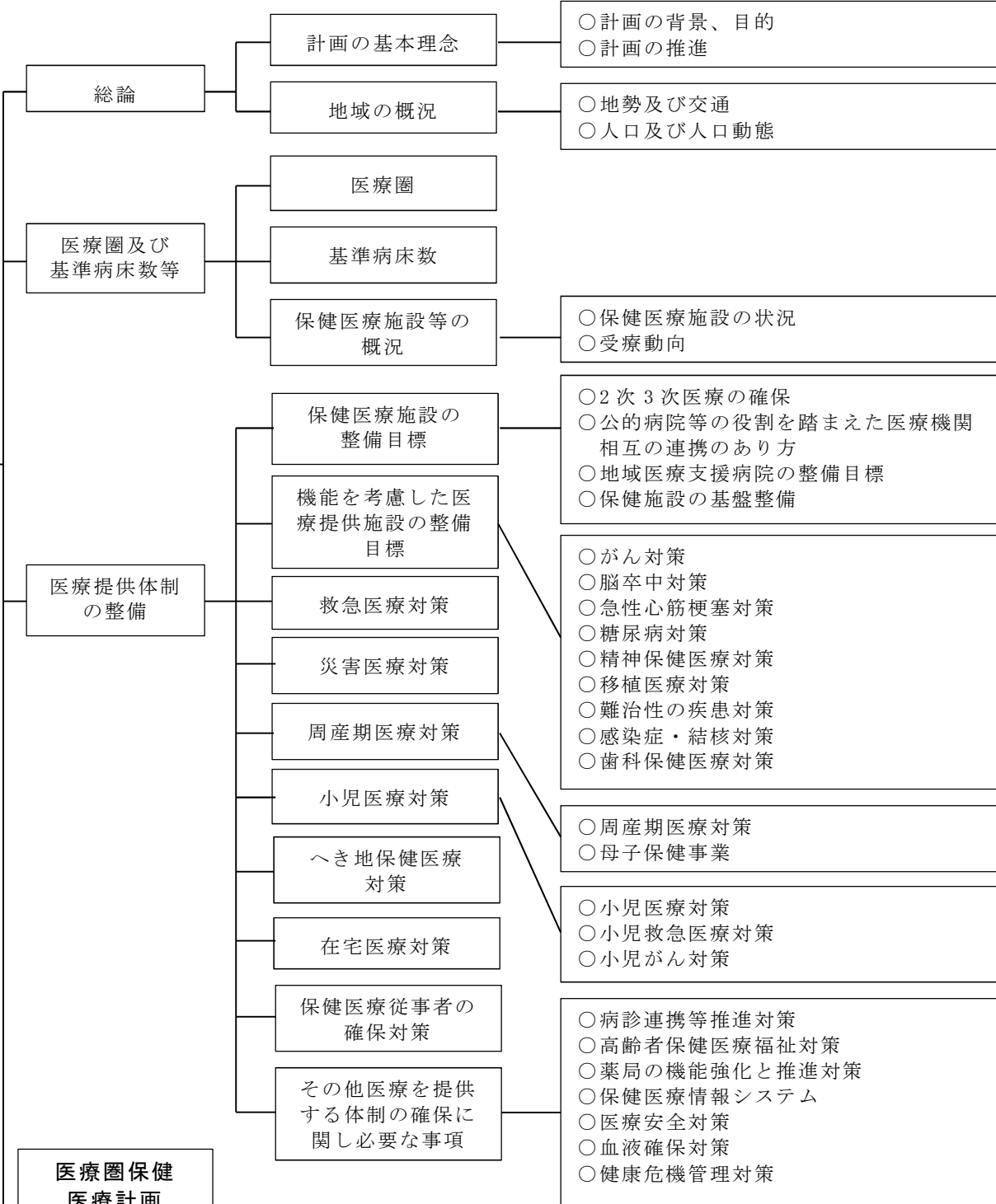
2 計画期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間（基準病床数は平成 28 年度から平成 29 年度まで）

3 体系図

(基本方針)

○医療機関の機能分担、業務連携の推進・効率的な医療提供体制の確立
○疾病予防等の保健対策の推進・生涯を通じた健康づくりの支援
○保健医療従事者の確保、資質の向上及び人材の有効活用



※現行の医療圏保健医療計画については、参考 4 を参照

